

巻末資料

本計画の補足資料として、以下の1から3の内容を巻末資料として整理しました。また、本計画を策定するうえでの基本的な情報となる、以下のⅠからⅤの内容は、参考資料編として別冊で整理しました。参考資料編はホームページ、又は以下QRコードよりご確認ください。

〈巻末資料〉

- 1 朝霞市都市計画マスタープラン策定に至る過程
- 2 まちづくりを評価する3つの指標の設定理由
- 3 用語集

〈参考資料編（別冊）〉

- Ⅰ 本市の現状
- Ⅱ 20年間にけるまちの変化
- Ⅲ 前期計画の検証
- Ⅳ 市民意向の把握
- Ⅴ 地域別カルテ

※参考資料編は右記2次元コードより確認できます



1 朝霞市都市計画マスタープラン策定に至る過程

本計画は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの期間で、策定に向けた検討を行いました。策定にあたっては、2つの会議体「都市計画審議会」と「庁内検討委員会」において、策定内容の確認・調整・検討を行いました。以下に2つの会議体の経緯を整理します。

（1）都市計画審議会

1）都市計画審議会条例

○朝霞市都市計画審議会条例

昭和44年10月1日条例第27号

改正

昭和50年6月30日条例第16号
平成12年3月21日条例第29号
平成26年3月31日条例第6号

朝霞市都市計画審議会条例

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、朝霞市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- （2）市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- （3）都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市の議会の議員
- （2）学識経験を有する者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）公募による市民又は公募委員候補者名簿に登録された市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（臨時委員及び専門委員）

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱又は任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、会長は、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（幹事）

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 従前の朝霞市都市計画審議会条例（昭和30年朝霞市条例第27号）は、廃止する。

附 則（昭和50年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第29号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2) 都市計画審議会委員名簿

役職名	区分	氏名	略歴	備考
委員長	2号委員	須永 大介	学識を有する者(麗澤大学准教授)	
委 員	1号委員	須田 義博	市議会議員	第1回～第2回
		兼本 尚昌	市議会議員	第3回～第11回
		田原 亮	市議会議員	
		原田 公成	市議会議員	第1回～第2回
		外山 麻貴	市議会議員	第3回～第11回
		高堀 亮太郎	市議会議員	第12回～
		駒牧 容子	市議会議員	
		田辺 淳	市議会議員	
		ごん 純一	市議会議員	第12回～
	2号委員	川端 登	学識を有する者(朝霞市商工会理事)	第1回～第2回
		前田 敏	学識を有する者(朝霞市商工会副会長)	第3回～
		高橋 隆	学識を有する者(朝霞市農業委員会会長)	
		松村 隆	学識を有する者(朝霞市環境審議会会長)	
		大橋 純	学識を有する者(埼玉建築士会県南支部長)	第1回～第12回
		星野 尚紀		第13回～
	3号委員	小川 裕嗣	関係行政機関(朝霞県土整備事務所)	第1回～第6回
		田中 久義		第7回～
		村上 崇	関係行政機関(朝霞警察署)	第1回～第6回
		六平 一良		第7回～
	4号委員	岡田 一成	公募市民	第1回～第2回
		宮崎 葉瑠花	公募市民	第1回～第2回
		高橋 邦彦	公募市民	第3回～第12回
		寺川 智子	公募市民	第3回～第12回
		浪江 慶一	公募市民	第13回～
		房野 里奈	公募市民	第13回～
臨 時 委 員		大貫 利巳	内間木地域	
		鈴木 幸夫	北部地域	
		葭原 克浩	西部地域	
		神谷 武志	南部地域	
		森部 由紀子	東部地域	
		渡辺 淳史	朝霞市社会福祉協議会	第1回～第12回
		佐藤 元樹		第13回～
		松尾 哲	朝霞市自治会連合会	
		小嶋 文	埼玉大学准教授	
		高橋 邦彦	公募市民	第13回～
		寺川 智子	公募市民	第13回～

3) 都市計画審議会開催状況

回数	開催日	内 容
第1回	令和5(2023)年 11月29日15:00～	- 検討体制について - 策定スケジュールについて
第2回	令和6(2024)年 2月14日15:00～	- 都市計画マスタープラン策定の目的 - 今後のスケジュール - 総合計画との連携方法 - 地域区分の考え方 - 合意形成プロセス
第3回	令和6(2024)年 7月2日14:00～	- 現行計画の策定時からの変化の把握(現状整理) - 市民アンケート調査結果 - 次期計画の構成とテーマの設定 - 全体構想策定に伴う合意形成プロセス
第4回	令和6(2024)年 10月2日14:30～	- あさかまちづくりサロンの実施報告 - 全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ
第5回	令和6(2024)年 12月23日14:00～	- 全体構想の見取り図 - 全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ - 将来像の実現するためのまちづくりのテーマの課題と取組の柱
第6回	令和7(2025)年 3月12日14:00～	- まちづくりのテーマの目標とその実現に向けた取組(案) - あさかまちづくりサロン(地域版)の企画書
第7回	令和7(2025)年 5月16日14:00～	- 次期計画の将来像と将来都市構造、テーマ別方針図 - あさかまちづくりサロン(地域版)の実施報告
第8回	令和7(2025)年 7月8日14:00～	- 地域別構想の検討の進め方 - あさかまちづくりサロン(地域版)の実施報告
第9回	令和7(2025)年 8月25日14:00～	- テーマ【安全・安心】に対する地域の取組検討 - テーマ【自然・環境】に対する地域の取組検討 - テーマ【快適な移動】に対する地域の取組検討
第10回	令和7(2025)年 10月27日14:00～	- 前回の修正資料 - テーマ【にぎわい・活力】に対する地域の取組検討 - テーマ【私らしい暮らし】に対する地域の取組検討 - 地域別将来像と方針図の検討
第11回	令和7(2025)年 12月24日14:00～	- 計画の推進に向けて - 次期計画(素案)について
第12回	令和8(2026)年 3月11日14:00～	- 市民コメントの意見に対する対応 - 都市マスの評価指標の見直しについて
第13回	令和8(2026)年 7月28日14:00～	- 都市マスの評価指標の見直しについて - 第5章の構成について
第14回	令和8(2026)年 11月6日14:00～	- 市民コメント(2回目)の意見に対する対応 - 次期計画(案)について

4) 都市計画審議会に関する勉強会・調整会議

回数	開催日	内 容
勉強会 第1回	令和6(2024)年 5月22日15:00～	都市計画マスタープランの策定状況及び今後の検討
勉強会 第2回	令和7(2025)年 11月13日13:30～	全体構想と地域別構想を中心としたこれまでの検討状況
調整 会議	令和8(2026)年 5月29日14:00～	5つの地域の違いの表現について - 都市マスの評価指標について

(2) 庁内検討委員会

1) 庁内検討委員会設置要綱

○朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会設置要綱		平成25年10月1日要綱
改正		
平成26年4月1日		
平成30年3月28日要綱第38号		
令和3年3月15日要綱第34号		
令和5年6月16日要綱第82号		
令和6年1月9日要綱第1号		
朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会設置要綱		
(設置)		
第1条 朝霞市都市計画マスタープランを策定するため、必要な事項を検討するため、朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。		
(所掌事務)		
第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。		
(1) 計画案の策定に関すること。		
(2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。		
(組織)		
第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。		
2 委員長は都市建設部長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを決める。		
3 委員は、別表に掲げる都市計画・まちづくり等に関連する関係部署の所属長等をもって充てる。		
(任期)		
第4条 委員の任期は、任命した日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。		
(委員長及び副委員長)		
第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。		
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。		
(会議)		
第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。		
2 委員長は、委員会の委員長となり、議事を整理する。		
3 委員が委員会に出席できないときは、委員が指名した者を会議に出席させることができる。		
4 委員長は、委員会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。		
(報告)		
第7条 委員長は、検討結果を市長に報告するものとする。		
(庶務)		
第8条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。		
(委任)		
第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。		
附 則		
この要綱は、公布の日から施行する。		
附 則(平成26年4月1日)		
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。		
附 則(平成30年3月28日要綱第38号抄)		
(施行期日)		
1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。		
附 則(令和3年3月15日要綱第34号)		
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。		
附 則(令和5年6月16日要綱第82号)		
この要綱は、令和5年6月16日から施行する。		
附 則(令和6年1月9日要綱第1号)		
この要綱は、令和6年1月10日から施行する。		

2) 庁内検討委員会名簿

役職名	職 名
委員長	都市建設部長
委 員	市長公室次長
	政策企画課長
	シティ・プロモーション課長
	副審議監
	危機管理室長
	総務部次長
	財政課長
	財産管理課長
	デジタル推進課長
	市民環境部次長
	地域づくり支援課長
	産業振興課長
	環境推進課長
	資源リサイクル課長
	福祉部次長
	地域共生社会課長
	高齢者・地域福祉課長
	障害福祉課長
	生活援護課長
	健康部次長
	健康づくり課長
	介護保険課長
	こども部次長
	こども未来課長
	保育課長
	都市建設部次長
	まちづくり推進課長
	開発建築課長
	みどり公園課長
	道路整備課長
	上下水道部次長
	上下水道総務課長
	水道施設課長
	下水道施設課長
	学校教育部次長
	教育総務課長
	教育管理課長
	生涯学習部次長
	生涯学習・スポーツ課長
	文化財課長
	中央公民館長

3) 庁内検討委員会開催状況

回数	開催日	内 容
第1回	令和6(2024)年 1月25日10:00～	- 都市計画マスタープラン策定の目的 - 今後のスケジュール - 総合計画との連携方法 - 地域区分の考え方 - 合意形成プロセス
第2回	令和6(2024)年 6月11日15:00～	- 現行計画の策定時からの変化の把握(現状整理) - 市民アンケート調査結果 - 次期計画の構成とテーマの設定 - 全体構想策定に伴う合意形成プロセス
第3回	令和6(2024)年 9月3日10:00～	- あさかまちづくりサロンの実施報告 - 全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ
第4回	令和6(2024)年 11月25日15:00～	- 全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ - 将来像の実現するためのまちづくりのテーマの課題と取組の柱
第5回	令和7(2025)年 2月14日10:00～	- まちづくりのテーマの目標と取組の柱 - あさかまちづくりサロン(地域版)の企画書
第6回	令和7(2025)年 4月25日13:30～	- 次期計画の将来像と将来都市構造、テーマ別方針図 - あさかまちづくりサロン(地域版)の実施状況
第7回	令和7(2025)年 6月24日10:00～	- あさかまちづくりサロン(地域版)実施結果 - 地域別構想の検討
第8回	令和7(2025)年 9月30日10:00～	- 地域別構想の検討 - 地域別構想の検討を踏まえた全体構想への反映
第9回	令和7(2025)年 12月4日11:00～	- 地域別構想における地域の方針と取組 - 計画の推進に向けて - 次期計画(素案)について
第10回	令和8(2026)年 2月27日14:00～	- 市民コメントの意見に対する対応 - 評価指標について
第11回	令和8(2026)年 10月15日15:00～	- 市民コメント(2回目)の意見に対する対応 - 次期計画(案)について

2まちづくりを評価する3つの指標の設定理由

テーマ【安全・安心】

基本的な考え方	指標分類	指 標		現況値	目標値(令和12年)	設定理由
市民満足度指標		【安全・安心】の方針に示すまちになっていると感じる市民の割合の増加		今年度調査		
❶災害に強い都市基盤を整える	将来目標指標	・防災上のリスクの高い地域（※）の減少 ※浸水深1m以上、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、住宅密集地に該当するエリア		735.8ha (令和7年度末)		・朝霞市の面積（1,834ha）の約4割が防災上リスクの高い地域に含まれており、災害リスクの低減・回避に向けた取組により防災上のリスクの高い地域が減少することは、被害を最小限にとどめることにつながるため
	進捗管理指標【メイン】	・雨水貯留施設の整備量	取組の柱①	38,096㎡ (令和8年4月現在)	39,186㎡	・内間木地域や河川沿いの低地部等の広い範囲で浸水が想定されており、雨水貯留施設の整備が河川氾濫の抑制や浸水被害低減の効果が期待できるため
	進捗管理指標【サブ】	・開発許可の件数	取組の柱①	14件 (令和7年度)		・開発事業と併せた防災設備や避難場所等の確保を促すことは、地域全体の防災力強化につながるため
		・避難所等に接続する下水道管路等の耐震化率	取組の柱②	59.9% (令和5年度末)		・上下水道施設の耐震化率が高まることは、災害時における断水や下水管の詰まりを防ぎ、避難所等の重要施設への給排水確保と速やかな復旧に貢献できるため ・なお、上水道施設の耐震化率はおおむね100%となっているため、下水道施設の耐震化率を指標として設定した
		・建築確認の件数	取組の柱③	262件 (令和7年度)		・現行の防火や耐震基準に適合した建築物の整備・更新は、地域の不燃領域の増加につながり、住宅密集地等の解消にもつながるため
❷災害が発生しても円滑に復旧できる準備を整える	将来目標指標	・災害時に閉塞しない主要生活道路以上（※）の道路の割合の増加 ※阪神淡路大震災等の調査から、道路閉塞の発生確率がほとんどなくなるとされる幅員8m以上の道路を対象とする。 ※主要生活道路以上とは、朝霞市道路整備基本計画において位置づけられている「幹線道路」、「補助幹線道路」、「主要生活道路」に該当する路線		50.3% (令和7年度末)		・都市計画道路や主要生活道路の整備により、道路閉塞が発生しないとされる幅員8m以上の道路の割合が増えることは、災害時の円滑な救援・救護や復旧につながるため
	進捗管理指標【メイン】	・緊急輸送道路の整備延長	取組の柱⑤ 取組の柱⑥	17.59km (令和7年度末)	18km	・緊急輸送道路を優先的に整備することで、災害時に被災地への救援物資や支援部隊の迅速な搬送が可能となり、復旧活動のスピードアップにつながる。整備延長を積み上げることで、将来目標指標の道路の割合を押し上げることににつながるため
	進捗管理指標【サブ】	・地域防災拠点の箇所数	取組の柱④	10箇所 (令和7年度末)		・災害時の核となる地域防災拠点は、避難者の受入や復旧の拠点として、円滑な復旧対応に貢献できるため
		・無電柱化の整備延長	取組の柱⑤ 取組の柱⑥	435.7m (令和7年度末)		・電柱の倒壊は道路閉塞の要因の1つであり、無電柱化によりそのリスクを低減することができるため
❸日頃の暮らしから、災害・犯罪・事故に備える	将来目標指標	・「生活道路の安全確保」の取組に対する満足度の向上		31.8% (令和7年度市政モニターアンケート)		・生活道路の安全確保を進めることで、災害時の避難のしやすさや、夜間を含めた犯罪や事故の発生の抑制につながることを期待できるため
	進捗管理指標【メイン】	・道路照明灯の設置総数	取組の柱⑧	4,034本 (令和7年度末)	4,074本	・道路や公共空間における適切な照度の確保は犯罪や交通事故の発生抑制の効果が期待できるため
	進捗管理指標【サブ】	・災害時を考慮したベンチ（かまどベンチなど）の導入件数	取組の柱⑦	18基 (令和7年度末) ※3つの公園に設置		・災害時を考慮したベンチ（かまどベンチなど）の導入により、災害時においても安心して避難生活を過ごせる環境を確保できるため
		・防犯カメラ及び防犯灯設置補助金交付件数	取組の柱⑧	防犯カメラ3件 防犯灯1件 (令和7年度)		・防犯カメラや防犯灯の設置も犯罪や交通事故の発生抑制の効果が期待できるため
		・自治会・町内会における自主防災組織の結成率	取組の柱⑨	76.5% (令和7年度末)		・自主防災組織の結成率の増加は、災害時の自治会や町内会等、地域での共助の体制強化につながることを期待できるため ・なお、朝霞市における自治会・町内会の加入率は34.5%である

テーマ【自然・環境】

基本的な考え方	指標分類	指 標		現況値	目標値(令和12年)	設定理由
市民満足度指標		【自然・環境】の方針に示すまちになっていると感じる市民の割合の増加		今年度調査		
❶持続可能な未来につながる気候変動に対応する	将来目標指標	・温室効果ガス排出量の削減（2013年度比）		23.2%		・環境に配慮した移動手段の確保や公共空間、住宅の整備により温室効果ガス排出量を削減することは、気候変動リスクを低減させることになり、持続可能な未来の形成に貢献できるため ・既存の気候変動対策計画と整合性を持たせるため ※本市では2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ（平成25（2013）年度比100％削減）を目指し取組を進めている
	進捗管理指標【メイン】	・公共交通（路線バス及び市内循環バス）の年間利用者数	取組の柱①	828.9万人 (令和7年度)	939.7万人 (第2次地域公共交通計画)	・ゼロカーボンアクションの中で、まちづくりの範囲内で直接取り組める内容であるとともに、日本の温室効果ガス排出においては、「移動」に伴う排出割合が大きいことから、公共交通の利用者増加は、自動車利用の削減に直結し、CO ₂ 削減効果が期待できるため
	進捗管理指標【サブ】	・公共的空間の緑被地面積	取組の柱②	129.8ha (令和5年)		・公共的空間における緑被地面積の維持・増加は、温室効果ガスの吸収源を維持・増加することにつながり、温室効果ガスの排出量の削減に寄与するため
		・創エネ・省エネ設備設置費補助金の件数	取組の柱③	70件 (令和7年度)		・創エネ・省エネ設備設置件数の増加は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与するため
❷豊かな自然を育みつなぐ	将来目標指標	・市内緑地面積の減少率（※）の抑制 ※過去10年間の緑地面積の年間平均減少率		0.27％／年 (平成25年→令和5年)		・みどりの保全・育成により緑地面積を維持・増加することは、「みどりのある朝霞らしい風景」を守ることにつながるため ・近年、市内の緑地面積は減少傾向にあり、その減少トレンドから回復できているかどうかを評価することで、環境保全の成果を定量的に把握できるため
	進捗管理指標【メイン】	・特別緑地保全地区の指定面積	取組の柱④	2.1ha (令和7年度末)	2.7ha (みどりの基本計画)	・既存の緑地等を指定することは、緑地等の保全・活用につながり、市内の緑地面積の減少率の抑制に効果があると期待されるため
	進捗管理指標【サブ】	・都市公園の整備	取組の柱④	31.22ha (令和7年度末)		・公園整備によるみどりの整備・保全は、市内全体の緑地面積の減少率の抑制につながるため
		・緑化活動を行うボランティア団体の団体数	取組の柱⑤	6団体 (令和7年度末)		・緑化活動を行うボランティア団体の増加により、地域のみどりの維持・増加に寄与し、緑地面積の減少率の抑制につながるため
		・みどりに触れ、楽しめる活動実績数	取組の柱⑥	101回 (令和7年度)		・みどりに触れ、楽しめる活動実績の増加は、みどりの価値やみどりと暮らす豊かさを知ってもらうことにつながり、みどりの維持や活用にとって効果的と期待されるため（例：あさかの森プレーパーク、にんじんの収穫体験など）
❸朝霞らしい風景を守り育てる	将来目標指標	・景観の取組に対する満足度の向上		58.8％ (第6次朝霞市総合計画策定のための市民意識調査)		・景観づくりの推進により市民の景観に対する満足度が向上することは、朝霞らしい風景が守られ、育てられていると捉えられるため
	進捗管理指標【メイン】	・景観団体の活動実施数	取組の柱⑦	33件 (令和7年度)	38件	・景観団体（景観づくり団体等）の活動の活発化は、朝霞らしい風景の維持・形成が期待でき、市民の景観に対する満足度の向上につながるため
	進捗管理指標【サブ】	・景観づくり重点地区の指定面積	取組の柱⑧	25.28ha (令和7年度末)		・地域資源等を景観づくり重点地区に指定することは、地域資源を含めた景観の維持・向上が期待でき、景観の取組に対する満足度の向上につながるため

テーマ【快適な移動】

基本的な考え方	指標分類	指 標		現況値	目標値(令和12年)	設定理由
市民満足度指標		【快適な移動】の方針に示すまちになっていると感じる市民の割合の増加		今年度調査		
①まちの骨格となる幹線道路の交通流を円滑にする	将来目標指標	・市内幹線道路の渋滞の解消		最大値：1.47 (令和3年度 道路交通センサス)		・幹線道路の整備や既存道路の改良により市内幹線道路の渋滞が緩和されることは、安全で快適な移動環境のある、交通アクセスのよいまちの形成に貢献できるため
	進捗管理指標 【メイン】	・都市計画道路の整備率	取組の柱①	54.1% (令和7年度末)	60.9%	・都市計画道路の整備は、幹線道路ネットワークの形成や既存道路の改良につながり、市内幹線道路の渋滞緩和の効果が期待できるため
	進捗管理指標 【サブ】	・交差点の改良件数	取組の柱②	4件 (令和7年度)		・交通のボトルネックとなっている交差点の改良は、市内幹線道路の渋滞緩和の効果が期待できるため
		・自転車通行空間の整備延長	取組の柱③	3.8km (令和7年度末)		・自転車通行空間の整備延長の増加は、自転車で安全に通行できる環境の確保につながるため ・なお、現在整備している自転車通行空間については、令和8年4月に改正された道路交通法に対応していないが、今後の国の検討状況を踏まえながら整備に努める ※幹線道路（市道）の総延長＝6.8km
②身近な生活道路の安全を守る	将来目標指標	・市内交通事故発生件数の減少		283件 (令和6年時点)		・交通安全対策の推進により市内交通事故発生件数が減少することは、安全で快適な移動環境を創出し、人にやさしいまちの形成に貢献できるため
	進捗管理指標 【メイン】	・主要生活道路以上の道路における歩道整備率	取組の柱④	33.2% (令和7年度末)	33.9%	・歩道整備による歩行者の移動環境の確保は、人と車や自転車のすみわけにもつながり、交通事故発生抑制効果が期待できるため ・なお、主要生活道路以上の道路のうち、計画幅員が8m以上の道路を対象とする
	進捗管理指標 【サブ】	・歩道橋の改修件数	取組の柱⑤	1件 (令和7年度)		・老朽化した歩道橋の改修により、子どもたちが安全に安心して通学できる環境を整えることに寄与するため
		・放置自転車の件数	取組の柱⑥	91台 (令和7年度)		・放置自転車を減らすことは、生活道路の通行空間の確保につながり、交通事故発生件数の減少に寄与するため
③自由な移動を支える	将来目標指標	・公共交通利用圏域における人口カバー率の増加		96.7% (令和2年国勢調査)		・公共交通の利用環境の充実により目的に応じた多様な移動手段が確保できることは、多様な移動手段でつながる交通アクセスのよいまちの形成に貢献できるため
	進捗管理指標 【メイン】	・市内循環バス及びわくわくワゴン等のルート数	取組の柱⑦	6ルート (令和7年度末)	6ルート（維持）	・公共交通を取り巻く環境が厳しくなる中でも、市内循環バス等のルート数を維持するとともに、ルートの最適化や公共交通の利便性の高い地域への居住を誘導することで、公共交通利用圏域における人口カバー率の増加につながるため
	進捗管理指標 【サブ】	・シェアサイクルの年間貸出回数	取組の柱⑦	631,808回 (令和7年度)		・シェアサイクルの年間貸出回数の増加は、シェアサイクルがより多く利用されていることを示し、自由な移動の実現につながるため
		・まちなかベンチの設置数	取組の柱⑧	50基 (令和7年度末)		・まちなかベンチの設置は、休憩や交流する場所として使われ、歩きたくなる道路空間の形成に寄与するため

テーマ【にぎわい・活力】

基本的な考え方	指標分類	指 標		現況値	目標値(令和12年)	設定理由
市民満足度指標		【にぎわい・活力】の方針に示すまちになっていると感じる市民の割合の増加		今年度調査		
❶にぎわいと活力のある駅前拠点をつくる	将来目標指標	・朝霞駅及び北朝霞・朝霞台駅周辺の歩行者通行量の増加 ※北朝霞・朝霞台駅においては乗り換え場所を避けて計測する		今年度調査		・各駅周辺における活気あるまちづくりに向けた取組を進めることにより、各駅周辺の歩行者通行量を増加させることは、にぎわいと活力のある駅前拠点をつくることにつながるため
	進捗管理指標【メイン】	・都市機能誘導区域内の公共空間で実施した官民連携によるイベント開催箇所数	取組の柱① 取組の柱②	9箇所 (令和7年度)	11箇所	・都市機能誘導区域内での公共空間の活用は、駅周辺の滞在者数の増加につながり、にぎわいと活力を生み、新たな事業所が立地するポテンシャルが高まるため
	進捗管理指標【サブ】	・朝霞駅、北朝霞・朝霞台駅の年間乗降客数	取組の柱① 取組の柱②	朝霞駅：2,465万人 (令和7年度) 朝霞台駅：5,560万人 (令和7年度) 北朝霞駅：2,482万人 (令和4年度) ※北朝霞駅は乗車のみ		・駅周辺のにぎわいと活力の向上は、住民だけでなく、来訪のきっかけとなることから、その効果を駅の乗降客数の動向により把握するため
		・誰もが楽しく歩ける空間整備 (歩行者利便増進道路及び滞在快適性等向上区域)	取組の柱③	2箇所 (令和7年度末)		・誰もが楽しく歩ける空間整備が増加することは、住民だけでなく、来訪者の滞在や交流を促し、駅前拠点のにぎわいづくりにつながるため
❷安心して産業活動ができる環境を整える	将来目標指標	・産業用地（商業用地及び工業用地）の土地利用面積の増加		189.1ha (令和3年度都市計画基礎調査)		・産業用地の土地利用面積を増加させ、地域経済の活性化と持続的な発展を図ることにより、企業が安心して事業展開できる環境を整えることにつながるため
	進捗管理指標【メイン】	・産業系の土地利用を創出する地区計画や土地区画整理事業等の決定及び認可件数	取組の柱④ 取組の柱⑥	5件 (令和7年度末)	6件	・地区計画や土地区画整理事業等による産業系用地の創出は、都市基盤の整備や産業立地を促し産業用地面積の増加につながるため
	進捗管理指標【サブ】	・企業との協定数	取組の柱⑤	153件 (令和7年度末)		・企業との協定件数の増加は、民間企業と連携した取組の強化につながるため
		・企業の誘致件数	取組の柱⑥	3件 (令和7年度末)		・企業の誘致件数の増加は、産業用地の土地利用面積の増加につながるため
❸地域資源を生かして活力を創出する	将来目標指標	・市民参加型のまちの魅力づくりに関するイベント・ワークショップ等の年間実施件数の増加		215件 (令和7年度)		・地域住民が主体的に参加し意見交換する場が多いほど、地域資源を活用した魅力的なまちづくりが進むことにつながるため
	進捗管理指標【メイン】	・公共空間等を活用した市民参加型のまちの魅力づくりに関するイベントの件数	取組の柱⑧	205件 (令和7年度)	207件	・商店街や公園等の公共空間を活用した、市民を巻き込んだまちの魅力づくりの支援は、イベント等の実施件数の増加につながるため
	進捗管理指標【サブ】	・自然環境・歴史・文化資源を生かしたイベントの件数	取組の柱⑦	107件 (令和7年度)		・自然環境や歴史・文化資源等の地域資源を活用した官民連携の取組の増加は、にぎわいづくりや地域経済の活性化につながることが期待できるため

テーマ【私らしい暮らし】

基本的な考え方	指標分類	指 標		現況値	目標値(令和12年)	設定理由
①市街地と自然をつなぐ、 選択肢のある住環境を 整える		【私らしい暮らし】の方針に示すまちになっていると感じる市民の割合の増加		今年度調査		
	将来目標指標	・ライフスタイルに応じた住環境に対する満足度の増加		今年度調査		・自然と調和したゆとりある地域づくりやみどりに恵まれた地域づくりにより自然と調和した適正な土地利用に対する満足度が増加することは、自然と利便性が共存するコンパクトな住宅都市の形成に貢献できるため
	進捗管理指標 【メイン】	・開発事業に伴う緑地確保の指導に対する整備率	取組の柱② 取組の柱③	100% (令和7年度末)	100%（維持）	・開発事業に伴う緑地確保の指導に対する整備率を維持することは、自然と調和した住環境の形成につながるため ・なお、開発事業に関する緑地確保は義務ではなく、努力規定であるところ、現在指導に対する整備率は100%であり、引き続き100%を維持することを目標とした
	進捗管理指標 【サブ】	・歩きたくなる空間整備 (歩行者利便増進道路及び滞在快適性等向上区域)（再掲）	取組の柱①	2箇所 (令和7年度末)		・歩きたくなる空間を整備していくことは、ライフスタイルに応じた住環境を整備することにつながるため
		・生産緑地の指定面積	取組の柱②	63.4 ha (令和7年度末)		・市街地の中に残る農地の保全は、農地や緑地が残された静かで良好な住環境の維持・向上につながるため
②暮らしを支える生活 サービスの質を高める	将来目標指標	・生活サービス施設へのアクセシビリティ（利用しやすさ）に対する満足度の向上 ※生活サービス施設とは、商業、医療、福祉、子育て施設が該当		今年度調査		・生活サービス施設の確保・充実により生活サービス施設へのアクセシビリティに対する満足度が増加することは、利便性の高い住宅都市の形成に貢献できるため
	進捗管理指標 【メイン】	・生活サービス施設からの徒歩圏（500m圏）人口カバー率	取組の柱④ 取組の柱⑤	98.1% (令和2年国勢調査)	98.6%	・都市機能の充実による生活サービス施設からの徒歩圏人口カバー率の増加は、生活に対する満足度に寄与するため ※都市計画部門だけでは取組を推進できないため、他部局と連携して推進する
	進捗管理指標 【サブ】	・空き店舗等リフォーム資金の補助件数	取組の柱⑥	0件 (令和7年度)		・空き店舗等リフォーム資金の補助件数の増加は、既存ストックを活用した生活サービスの確保につながるため
③私らしくいられる場や 活躍できる場をつくる	将来目標指標	・市民幸福度の向上 (デジタル庁が示すウェルビーイング指標の1つ)		6.4点／10点満点 (令和7年度 デジタル庁)		・主観的指標（アンケート等）と客観的指標（オープンデータ等）により算出される市民幸福度が向上することは、私らしくいきいきと暮らせる、活躍できるまちの形成に貢献できるため
	進捗管理指標 【メイン】	・商工関連イベントの実施件数	取組の柱⑦ 取組の柱⑧	4件 (令和7年度)	4件（維持）	・官民連携による取組を継続していくことは、まちの魅力向上だけでなく、市民の愛着向上に寄与することが期待されるため ・商工関係イベントは、市民が主体となって実現しており、現在実施している4件のイベントも関係者の努力で継続されていることから、担い手の確保や機運醸成への市の支援が重要である
	進捗管理指標 【サブ】	・インクルーシブに配慮した公園の数	取組の柱⑦	2箇所 (令和7年度末)		・インクルーシブに配慮した公園が増加することで、障がいの有無や年齢等に関わらず、誰もが分け隔てなく一緒に遊べる環境が広がり、市民一人ひとりが自分らしくいられる場の増加にもつながるため
		・社会環境の変化をリードする新たな産業の育成支援の件数	取組の柱⑨	4件 (令和7年度)		・新たな産業の育成を支援することで、多様な主体の共創による新たな価値の創出につながるため

3 用語集

用 語	解 説
あ行	
アイレベル	ウォーカブルなまちづくりを進めるための考え方の一つで、「まちに開かれた1階」を意味する。人の目の高さにある建物の低層部や沿道空間をまちに開かれた空間とすることで、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成につなげるもの。
アダプト制度	きれいな地域をつくるために、道路や公園、水辺などの身近な公共スペースを、市民が自分たちの財産として、ボランティアによる清掃活動を行うことに対して、市が支援する制度のこと。
アンダーパス	掘り下げ式の立体交差道路のこと。
インクルーシブ	あらゆる違い(年齢や性別、障がいの有無、国籍、宗教、性的指向など)に関わらず、すべての人が社会に参加し、活躍できる「包括的」「包摂的」な考え方や取組のこと。
ウェルビーイング (Well-being)	個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
ウォーカブル	居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するための考え方。道路・公園等の公共空間と沿道の建物を一体的に活用し、多様な人々が集い、交流し、滞在できる人中心のまちなかを形成するもの。
エリアマネジメント	一定の地域において、住民、事業主、地権者等が主体となり、地域における良好な環境や地域の価値の維持・向上を図るための継続的な取組のこと。
延焼クラスター	地震に伴う火災が、消防活動が全く行われずに放置された場合の延焼範囲のこと。
オープンスペース	道路、公園、広場、河川、農地などの建物によって覆われていない土地や空間のこと。
温室効果ガス	大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。
か行	
カーボンニュートラル宣言	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを目指す宣言のこと。政府は令和32(2050)年までの実現を目指しており、本市ははじめ全国自治体で脱炭素社会実現に向けた取組を進めている。
街区公園	主として、街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で、1か所当たり面積0.25haを標準として配置するもの。

用 語	解 説
外水氾濫	大雨で川の水位があがり、堤防を越えたり(越水)、堤防が壊れたり(決壊)して、川の外へ水があふれだすことで発生する洪水のこと。
回遊性	ある一定の区域内を一巡するように移動できること。
家屋倒壊等氾濫想定区域	川が氾濫した場合に、あふれた水や川岸の浸食により、家屋が倒壊・流出する恐れのある区域のこと。
ガバメントクラウドファンディング	自治体がふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングのこと。自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄付金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人から寄付を募る仕組み。
かまどベンチ	非常時に炊き出しや暖炉として利用できるベンチのこと。日常はベンチとして、非常時には座面を外して組み立てて火を起こすことで、かまどとして使用することができる。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和を図ることを目的とする緑地で、郊外、災害発生源地域と居住地域、商業地域等を分離遮断することが必要な位置に配置するもの。
幹線道路	主要な地点を結ぶ、道路網の骨格を形成する道路のこと。
官民連携	行政(官)と民間企業(民)がパートナーシップを結ぶ、それぞれの強み(民間のノウハウ、技術、資金等)を生かして公共サービスの提供や社会資本整備を行う仕組みのこと。
旧暫定逆線引き地区	「暫定逆線引き」は、農地等が残り、当分の間、市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を残したままいったん市街化調整区域(逆線引き)に編入し、その後、土地区画整理事業等の計画的な整備の実施が確実となった時点で市街化区域に再編入するとした地区。昭和59(1984)年から平成15(2003)年まで運用していた埼玉県独自の制度で、廃止となったため、「旧暫定逆線引き地区」という。
狭あい道路	建築基準法において必要とされる幅員4mに満たない道路のこと。
協働	市民同士、あるいは市民と行政などがそれぞれの役割分担の下に、目的を共有し、協力・協調する取組のこと。
緊急輸送道路	災害時の緊急輸送や応急活動を担う防災拠点等を結ぶ輸送ネットワークとして、道路管理者が指定する道路のこと。
近隣公園	主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1か所を誘致圏500mの範囲内で、1か所当たり面積2.0haを基準として配置するもの。
区域区分	都市計画法に基づき、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分すること。線引き。

用 語	解 説
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、CO ₂ 吸収源対策、生態系の保全、雨水の貯留・浸透等による防災・減災など様々な地域課題の解決に寄与する取組のこと。
グリーントレイルマップ	河川、公園、樹林地などの自然環境(みどり)をつないだ散策路や歩行者ネットワーク(トレイル)を可視化した地図のこと。
景観協定	建築や緑化、屋外広告物等についてのきめ細やかなルールを住民が自ら取り決め、お互いに守り合っていくことで、地域のより良い景観の維持・増進に役立つ、自主的な規制を行うことができる制度のこと。
景観づくり重点地区	景観計画区域内において、地域の特性を生かした良好な景観の形成を重点的に図る地区のこと。本市では「本市のシンボルとなる景観づくりを先導的に進める必要がある地区」、「本市の特徴的な自然や歴史・文化をあらわす良好な景観づくりを進める必要がある地区」を指定基準としている。
ゲリラ豪雨	局地的に短時間で降る激しい豪雨のこと。ゲリラ豪雨は規模が小さく、突発的かつ散発的に行うため、事前に予測することが難しいといわれている。
健康寿命	平均寿命のうち、心身ともに自立し、健康的に生活できる年齢のこと。
減災	災害の被害を軽減すること。
建築協定	住宅地としての環境または商店街としての利便性を維持増進するために土地の所有者等が敷地、構造、高さ、用途等について建築基準法で定められている基準に対して附加する基準を定めることができる協定のこと。
建ぺい率	敷地面積に対する建築面積の割合のこと。
広域サービス	市民全体の暮らしを支えるサービスを提供する都市機能のこと。
公共公益施設	公共施設と公益施設の総称。公共施設とは、道路、公園、下水道などの都市の骨格を形成する施設のこと。公益施設とは、医療・福祉施設、鉄道施設、教育施設など市民生活に必要なサービス施設のこと。
公共交通空白地区	道路幅員等の物理的な要因等によりバスなどの公共交通サービスが届かない地域のこと。
交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車からその他の交通機関に乗り換えるための駅前広場のように交通動線が集中する箇所のこと。
高度地区	都市計画法に基づく地域地区の1つ。市街地環境の維持のため、建築物の高さの最高限度を指定する場合と、土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最低限度を指定する場合がある。

用 語	解 説
コワーキングスペース	さまざまな所属やバックグラウンドを持つ人々が共に働く場所のこと。オフィススペースや会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行う。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少社会において都市の持続性と生活の質の向上を実現するために、医療、福祉、商業等の生活機能を一定の範囲に緩やかに誘導していくコンパクト化と、昨日が集約された拠点の間や、拠点内の移動を担う公共交通ネットワークが連携したまちづくりの考え方のこと。
さ行	
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。一般的には財政力が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財政に余裕があるといえる。
シェアサイクル	自転車を共同利用する交通システムのことで、利用者はどこの拠点（ポート）からでも借り出して、好きなポートで返却ができる都市交通手段のこと。
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域のこと。宅地造成などの開発は原則として制限される。
市街地整備	土地区画整理事業や市街地再開発事業で、都市の再生や再構築を推進し、安全・安心で快適な、魅力と活力あふれる市街地の整備に取り組むこと。
自助・共助	災害時に自分自身（自助）、地域やコミュニティ（共助）がそれぞれ役割を分担し、連携して被害を最小限に抑えるための防災・減災の基本的な考え方のこと。
市政モニターアンケート	市政モニターに登録している方を対象に、市政への関心を高めていただくとともに、市民の皆さんからのご意見や今後の市政に反映させていくことを目的に実施しているアンケート調査のこと。 ※2026年4月1日時点での市政モニターの登録者は375名
持続可能なまちづくり	誰もが安全・安心に暮らせ、環境に配慮し、災害にも強く、将来にわたって発展し続けられるまちづくりを行うこと。
市内循環バス（わくわく号）	市内循環バス（わくわく号）は、市民生活の利便性向上を図るため、市役所をはじめ、主な公共施設、朝霞駅、北朝霞・朝霞台駅を結ぶ路線バスで、平成6（1994）年から運行している。 このほか、公共交通空白地区の解消に向けた新たな公共交通として、わくわくワゴンの実証実験も行っている。

用 語	解 説
市民幸福度	デジタル庁が示すウェルビーイング指標の1つ。市民幸福度とは、客観指標と主観指標のデータをバランスよく活用し、市民の「暮らしやすさ」と「幸福度」を指標で数値化・可視化したもの。
斜面林	斜面にある森林のこと。朝霞市では武蔵野台地と黒目川や荒川沿いの低地の間に斜面林が続いており、水を貯え、土砂崩れを防ぐ大切な役割を担っている。
住宅密集地	埼玉県では、「老朽化した木造の住宅等が密集している」や「狭い道路や袋状道路が多い」、「公園などの公共施設が不十分」、「敷地面積が狭小」の特徴を有する比較的小規模な区域を住宅密集地と定義している。この住宅密集地には、大規模地震を起因とする火災の延焼や、火災時の道路閉塞により避難や消火活動が困難になるなど、防災上の課題が存在する。
浚渫(しゅんせつ)	川底の土砂等の掘り上げにより、大雨時の河川氾濫の防止だけでなく、川の水質改善等の効果が期待できる取組のこと。
省エネ	エネルギーの無駄を省いて効率的に使う取組の総称のこと。
浸水想定区域	水防法に基づき、河川の氾濫等によって想定し得る最大規模の降雨が発生した際に浸水が想定される区域のこと。
スタートアップ	先進的な技術やアイデアを強みに、ゼロから市場やビジネスモデル創出に挑戦する成長速度の速い企業やプロジェクトのことを指す。
ストック	蓄えのこと。まちづくりにおいては、既存の建物やインフラ等を指す。
生活サービス	広域サービスと地域サービスを合わせた総称のこと。
生活道路	日常生活を送るうえで密接なかかわりをもつ道路のこと。
生産緑地	市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図るもの。なお、生産緑地に指定を受けると、原則、農地等としての管理を30年間継続することが義務付けられる。
ゼロカーボン39アクション	ゼロカーボンの達成に向け、地球温暖化対策を推進、啓発するための39の取組のこと。本市では2050年ゼロカーボン(カーボンニュートラル)の実現に向け、令和8年2月にゼロカーボンシティ宣言を表明した。
線引き	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める方針に即し、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分のこと。
創エネ	主として電気を自ら作る取り組みの総称。
ゾーン30	生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。区域(ゾーン)を定めて時速30kmの速度制限を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における自動車の走行速度や通り抜けの抑制を図ることを目的としている。

用 語	解 説
ゾーン30プラス	生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度30km/hの区域規制「ゾーン30」とハンプ等物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と警察が連携しながら整備を進めている。
た行	
地域公共交通	地域住民の日常生活や社会生活における移動、観光客など当該地域を来訪する人の移動手段として利用される公共交通機関のこと。
地域サービス	日用品や生鮮食品を販売する店舗や子育て支援施設、診療所等日常的なサービスを提供する都市機能のこと。
地域資源	その地域に存在する自然、歴史・文化、産業など地域固有の価値を持つ要素の総称。
地区計画	都市計画法に基づき、地区の将来に向けてのまちづくりの方向性を定めるとともに、地区内で建築や開発等をする場合に守らなくてはならない地区独自のルールを定めた計画のこと。
地区公園	主として、徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1地区当たり1か所を誘致距離1kmの範囲内で、1か所当たり面積4haを標準として配置する。また、都市計画区域外の地域生活環境の向上を図ることを目的として設けられる公園（特定地区公園）においては、地域の状況に応じ1か所当たり面積4.0haを標準として配置する。
治水対策	河道の整備、調節池や放水路・排水機場の建設などにより洪水時に河川の水を安全に流下させる河川対策や流域に降った雨が短時間で河川に流出しないように、新たな開発地に調整池を整備したり、雨水を一時的に貯留する施設を整備したりする流域対策。
調節池	洪水を一時的に貯めて洪水の最大流量を減少させるために河川管理者が設ける河川管理施設のこと。
道路交通センサス (全国道路・街路交通情勢調査)	交通量や旅行速度といった道路交通状況や、車線数、幅員、歩道の有無等といった道路状況を把握する全国規模の調査のこと。現状を把握することにより、将来における道路計画の策定や道路の維持修繕に活用されている。 昭和3年度に全国交通調査としてはじまり、昭和55年度以降は概ね5年ごとに全国的に実施している。
特別緑地保全地区	都市緑地法第12条に基づき指定される緑地であり、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築物・工作物の新築や改築、宅地造成、樹木の伐採などの行為を制限することにより、現状の緑地を保全する制度のこと。
都市機能	行政、医療、福祉、子育て支援、教育文化、商業などの都市の生活を支える機能のこと。

用 語	解 説
都市機能誘導区域	人々の生活に欠かせない医療・福祉・商業・子育て等のサービスを提供する機能(都市機能)を誘導する区域のこと。 朝霞市立地適正化計画では、朝霞駅周辺、北朝霞・朝霞台駅周辺に都市機能誘導区域を設定している。
都市基盤	都市における社会的・経済的活動を支える施設の総称で、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等の都市の根幹をなす公共施設のこと。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画のこと。
都市計画区域	都市計画を定める範囲であり、無秩序な市街化を防止し、良好な市街地を図るため、都市計画法に基づき決定される区域のこと。市街化区域と市街化調整区域に区分される。
都市計画道路	都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画で決定された道路をいう。一般的に幹線道路以上の道路規格が対象となり、都市における円滑な移動の確保や、都市環境、都市防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能などを果たす。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、市町村が定める「都市計画に関する基本的な方針」であり、市全体や地域ごとの将来のまちの姿やまちづくりの方向性を示す計画のこと。土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業、良好な景観やみどりの保全・創出等に関する都市計画の決定・変更の指針となるとともに、市民や事業者等と将来のまちの姿を共有し、協働によるまちづくりを進めるための重要な計画である。
都市公園	国や地方公共団体が都市計画に基づいて設置・管理する公園や緑地のこと。
都市農地	市街地やその周辺にある農地のこと。
土砂災害警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域のこと。
土砂災害特別警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事業のこと。区域内の土地を換地(交換・分合)し、土地所有者等から土地を減歩(一部を提供)してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として整備し、宅地を整形化して土地利用増進を図る。

用 語	解 説
土地利用	土地は、現在及び将来における「まち」のために限られた資源であるとともに、生活や産業等を通じて行う諸活動の共通の基盤であるという考え方に基づいて、安全で快適な暮らしやすい「まち」をつくるために、地域の自然環境の保全や、住宅地、商業地、工業地等の利用目的に配慮して土地の使い方を定めること、または土地の使い方の状況をいう。
な行	
内水氾濫	雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれること。
ネーミングライツ	市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法のこと。ネーミングライツにより市が得た対価については、基本的に施設の運営・管理に役立てる。
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
ビッグデータ	人間では全体を把握することが難しい巨大なデータ群のこと。
避難経路	災害や火災などの緊急時に安全な場所へ迅速に避難するための経路のこと。
避難場所	地震、火災、水害などの災害時に住民が避難することのできる安全な場所で、学校、公民館などの公共施設や、公園、緑地などの公共空地が指定されている。
フェーズフリー	身のまわりにあるモノやサービスを、日常時はもちろん、非常時にも役立つようにデザインしようという考え方のこと。
防火地域・準防火地域	都市計画法に定める地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、建築物を構造面から規制する地域のこと。主に商業地域等の高密度の土地利用が行われる市街地やその周辺地において指定される。
防災	地震や水害などの自然災害に備えること。
ポケットパーク	僅かなスペースを活用し、都市環境の改善や憩いの場の創出などを目的に整備される小さな公共空間のこと。
歩行者利便増進道路	賑わいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、令和2年に創設された制度のこと。道路管理者が歩行者利便増進道路の指定を行い、歩道等の中に歩行者空間を確保しながら、歩行者の利便増進を図る空間として利便増進誘導区域を定めることで、テーブルやイス、イベントなど多様な道路空間の活用が可能となる。

用 語	解 説
ま行	
まちなかベンチ	まちなかの歩道や空きスペースなどに設置され、誰もが気軽に休憩したり、交流したりできるベンチのこと。
みどり	わたしたちの生活を豊かにする環境全体を「みどり」と呼ぶ。この「みどり」は単なる植物だけを指すのではなく、田畑（農地）や水辺・公園、そして公園といった緑地や広場などが一緒になって構成された環境を意味する。さらに学校のグラウンドや、個人の家の庭などの植栽地も含む。
無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による 電線類地中化や、表通りからみえないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。近年、国土交通省では、「防災」、「安全・快適」、「景観・観光」の観点から、積極的に無電柱化を推進している。
モビリティ	人やモノの移動手段を空間的に移動させる能力のこと。
や行	
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
容積率	敷地面積に対する延べ面積（建物の各階の床面積の合計）の割合のこと。
用途地域	都市の中を区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態（建ぺい率、容積率等）を定める制度のこと。 住宅地、商業地、工業地など種類の異なる土地利用が混在すると、相互に生活環境や業務の利便性に支障を来すことから、それぞれの土地利用にふさわしい環境を保ち、また効率的に活動できるようにするために定められる。
要配慮者利用施設	自立的移動が困難、または危険性の認識が困難なことを要因として、避難において特別な配慮（事前避難等）を要する者（高齢者、障害者、乳幼児、病気療養者等）が集団で入所・通所・入院等している社会福祉施設や医療施設等をいう。
ら行	
ライフスタイル	個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えてその人の独自性を示す際に用いられる。
ライフライン	電気、ガス、上下水道、電話等、市民生活や産業活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設の総称のこと。
リビングラボ	生活空間（Living）と、実験室（Lab）を組み合わせた造語で、社会課題の解決や、新しい価値を生み出すために、市民・企業・行政が「共創する」ことに軸を置いた方法論。

用 語	解 説
緑被地	樹林地や草地、水辺、農地、公園緑地など、植物の緑で覆われた土地のこと。
ローカルビジネス	特定の地域に根差し、その地域住民を主な顧客として商品やサービスを提供するビジネスのこと。
英数字	
A I	Artificial Intelligenceの略称で、人工知能のこと。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理技術。
D I D	Densely Inhabited Districtの略称で、人口集中地区のこと。国勢調査基本単位区等を基準として、原則として人口密度が1㎢当たり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区を指す。
D X	Digital Transformationの略称。デジタル技術を活用して、ビジネスや生活をより良いものに変革すること。単にIT技術を導入するだけでなく、業務プロセスや組織文化などを含めた全体的な変革を目指す取組のことをいう。
G I S	Geographic Information Systemの略称。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。
G X	Green Transformationの略称。産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す取り組みのこと。
I C T	Information and Communication Technologyの略称。情報・通信に関連する技術一般の総称。
N P O	Non Profit OrganizationまたはNot for Profit Organizationの略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。
Q O L	Quality of Lifeの略語で、日本語では「生活の質」や「人生の質」などと訳されている。人が生きていく上での満足度を表すものであり、どれだけ人間らしく、自分らしく過ごせているか、自分の人生に対してどれほど幸せを感じているか、といったことを尺度として捉える概念であり、ウェルビーイングの考え方とも共通している。
S N S	Social Networking Serviceの略称。一般に、インターネットを介し、登録された利用者同士が交流できるサービスのことを指す。

用 語	解 説
P a r k - P F I	Park-Private Finance Initiativeの略称。都市公園において、飲食店、売店などの公園利用者の利便性向上に資する公募対象公園施設(特定公園施設)の設置・管理を行う民間事業者を、公募により選定する仕組みのこと。この事業者は、施設から得られる収益を、公園全体の園路、広場、植栽などの特定公園施設の整備や管理に還元する。
P D C Aサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の頭文字をとったもので、計画をたて、実行し、検証を行ったうえで改善・対策を練るプロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めるための概念のこと。
P P P / P F I	PPP(Public Private Partnership)は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。 PFI(Private Finance Initiative)は、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法のこと。
3 D都市モデル	建築物、道路等現実の都市を再現した3Dの地図データのこと。従来の3Dデータのような「形」だけの再現ではなく、建築物の用途や階数などの「意味」が付与されているとともに、公共の地図として精度管理されたデータとなっている。

